



熊本県公報

第 1 2 5 3 9 号
平成 28 年 7 月 26 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 指 示
○ 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 肥 料 登 録 有 効 期 間 更 新 …………… (農業技術課) 1
- 登 載 依 頼
○ 熊本県警察情報管理システム用端末装置及び関連機器等の貸借に係る一般競争入札参加資格等…………… (警察本部情報管理課) 2
- 熊本県警察情報管理システム用端末装置及び関連機器等の貸借に係る一般競争入札の実施…………… (”) 2
- 熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令…………… (教育政策課) 6

告 示

熊本県告示第 7 1 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。
平成 2 8 年 7 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社 Care Q love えぐち	Care Q love えぐち 居宅介護支援事業所	水俣市浜町一丁目 4 番 5 号	平成 2 8 年 8 月 1 日	居宅介護支援

公 告

熊本県公告第 4 7 8 号

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき公告する。
平成 2 8 年 7 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第 1 3 8 2 号	魚かす粉末	魚かす粉末 7 6	窒素全量 : 7 . 0 りん酸全量 : 6 . 0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町鏡 1 1 5 9 番地 3	平成 3 4 年 7 月 2 4 日
熊本県肥第 1 4 0 0 号	混合有機質肥料	混合有機質肥料 2 号	窒素全量 : 6 . 0 りん酸全量 : 6 . 0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町鏡 1 1 5 9 番地 3	平成 3 1 年 7 月 2 7 日

登載依頼

熊本県警察本部告示第 4 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 2 8 年 7 月 2 6 日

熊本県警察本部長 後藤 和 宏

- 1 競争入札に付する事項
熊本県警察情報管理システム用端末装置及び関連機器等の賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げる
ところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成 2 8 年 8 月 1 2 日（金）午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請書の受付を平成 3 0 年 1 0 月 1 日から平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県警察本部公告第 2 0 号

一般競争入札に付するもので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。

平成 2 8 年 7 月 2 6 日

熊本県警察本部長 後藤 和 宏

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
熊本県警察情報管理システム用端末装置及び関連機器等の賃貸借
 - (2) 借入物品及び数量
熊本県警察情報管理システム用端末装置及び関連機器等 一式
 - (3) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部警部情報管理課電算システム開発係
郵便番号 8 6 2 - 8 6 1 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話番号 0 9 6 - 3 8 1 - 2 0 4 8
ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 2 0 4 8
 - (4) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1
ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 9 0 1 0
 - (5) 借入物品の規格、品質等
熊本県警察情報管理システム用端末装置及び関連機器等要求仕様書（以下「要求仕

加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
 オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしてい
 るとき。
 ※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除
 条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。
 ※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事
 務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長そ
 の他の者をいう。
 ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が
 参加する等合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴
 力団員等と社会的に非難されるべき関係に属する者との交遊が継続的に行われて
 いる場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること
 の確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 機能等証明書技術審査結果通知書
- ウ 役員等一覧

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウの当該書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
 なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。
 紙入札による入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成28年8月26日（金）午後5時まで

(4) 提出先

- 1 (4)に掲げる入札担当部局
- 熊本県出納局管理調達課管理班

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1 (3)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成28年8月26日（金）午後5時まで受け付ける。

(2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成28年9月8日（木）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成28年9月7日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成28年9月8日（木）午前10時

(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県出納局管理調達課管理班

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年9月7日（水）午後5時（必着）までに1(4)に掲げる入札担当部局（熊本県出納局管理調達課管理班）へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」とし、中封筒の表に「親展」と朱書し、中封筒の表に業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時

開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

- (5) 入札の回数、再入札の日時等
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時まで再入札を行うこと。及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
 次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
 イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金
 免除する。
- 5 契約について
 - (1) 契約書の作成の要否
 要
 - (2) 契約の締結期限
 落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をもとに定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
 - (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をもとに定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
 - (4) 契約保証金
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（72月）を乗じた額は、100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもつて代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
 ア 納付期限 ③に掲げる期限
 イ 提出場所 1③に掲げる発注・契約担当部局
 熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム開発係
- 6 その他
 - (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ先
 - (1) 問合せ先
 - ア 入札の業務内容全般（要求仕様書、確認申請等）に関すること
 （本公告に係る発注・契約担当部局）
 熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム開発係
 電話番号 096-381-2048
 ファックス番号 096-381-2048
 - イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること
 熊本県出入納局管理課
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
 - ウ 電子入札システムの操作方法に関すること
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455

- (2) 受付時間
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of the service to be leased
Personal computers and related devices for the Kumamoto Police Information Management System
- (2) Date and Place for tender:
Date: 10:00a.m. on 8th September, 2016.
Place: Management and Purchasing Division, Treasury Bureau, Kumamoto Prefectural Government.
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Information Management division, Police Administration Department, Kumamoto Prefectural Police Headquarters.
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, Japan 862-8610
Phone: 096-381-2048
- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail(Registered only):
5:00p.m. on 7th September, 2016.
- (5) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会訓令第 5 号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関
各 県 立 学 校

熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 2 8 年 7 月 2 6 日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令
熊本県教育委員会行政文書管理規程（平成 2 4 年熊本県教育委員会訓令第 4 号）の一部
を次のように改正する。

第 4 3 条第 4 号中「熊本県公報発行規程」を「熊本県公報発行事務取扱規程」に改める。
別表第 1 中「別表第 1 記号」を「別表第 1」に改め、同表の 3 の表中「熊本県立人吉
高等学校 人高」を「熊本県立人吉高等学校 人高」に、「熊本県立熊本商業高等学校
木高等学校 多高」を「熊本県立熊本商業高等学校 熊商高」に、「熊本県立球磨商業高等学校
熊商高」を「熊本県立球磨中央高等学校 球中高」に、「熊本県立芦北高等学校 芦高」
を「熊本県立南稜高等学校 熊南稜高」に、「熊本県立南稜高等学校 南稜高」を「
熊本県立南稜高等学校 熊南稜高」に、「熊本県立天草拓心高等学校 天拓高」を「
熊本県立天草拓心高等学校 天拓高」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 2 8 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の別表第 1 の 3 の表に規定する熊本県立多良木高等学校、熊本県立球磨商業高等学校及び熊本県立南稜高等学校の記号は、改正後の別表第 1 の 3 の表の規定にかかわらず、平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間、存続するものとする。